

事業性評価で注目される知財金融 特許庁の取り組みと効用

産業政策や地方創生に力を入れている安倍政権の下、金融庁においても地域金融機関に対して事業性評価に基づく企業支援を強く求めるようになり、事業性評価の手段として広義の知財金融に対する注目が高まっている。本稿では、金融機関は知的財産を通じてどのようなことを知ることができるのかについて触れた後、筆者の所属する三菱UFJリサーチ&コンサルティングが事業の受託事業者として支援している特許庁の取り組みについて紹介する。知財金融の有用性を実感しつつある金融機関の数は筆者の知る限りでも相当数に上り、各社が事業性評価の方法や地方創生に係る取り組み等についての検討を行う際にも、高い関心を持ってもらっていると実感している。

地方創生が追い風

金融機関にとって、取引先企業の成長要因やリスク要因は大きな関心事であり、これらに大きな影響を与える知的財産活動にも相当程度の関心が払われてきた。しかし、企業の技術力や商品・サービス力、ブランド力等を金融機関の担当者が多忙な日常の中で客観視することは容易で

はなく、実際に「知財金融」と呼べるような取り組みを行っている例は、一部を除いてまれな状況が続いてきたというのが実態である。

融資担当者の一般的な認識は、「知的財産権を幾つも保有していたり、知的財産活動に積極的に取り組んでいる企業であれば、確かに技術力が高いのかもしれないが、それだけでは返済の確実性を評価することはで

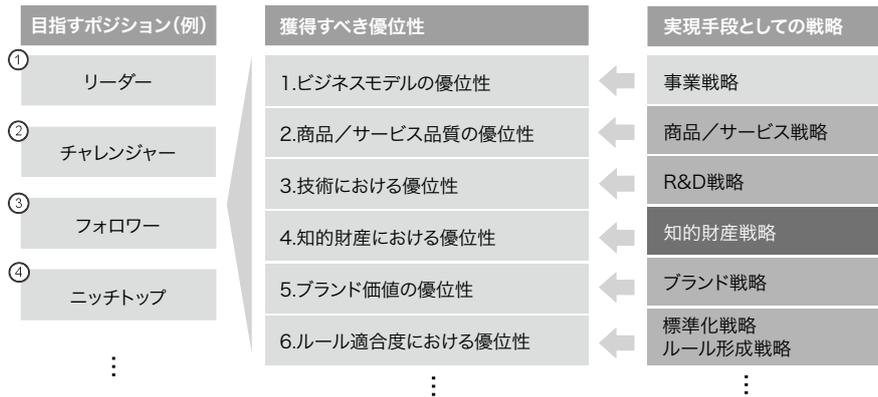
きず、お金を貸すことはできない」というものであった。過去には知的財産権の財産的価値（処分価値）に着目した知的財産権担保融資が注目され、日本政策投資銀行や一部の大手行において取り組みが見られたが、そもそも知的財産権自体の流動性が低い日本においては参照すべきファイナンス価格が存在せず、実際に買い手を見つけることも容易なことでは

三菱UFJリサーチ&コンサルティング産業金融研究室
兼知財産コサテイング産産研究
肥塚直人
こいつか・なおと 中央大院修了後、三菱UFJリサーチ&コンサルティング入社。金融ソリューション部門を経て現職。04年頃から本格的に知的財産分野の調査研究やコンサルティングに従事。08年知的財産コンサルティング室の立ち上げに伴い、同室に参画。著書に『技術流出』リスクへの実務対応』（中央経済社）等。博士（法学）。

はないため、定着には至らなかった。この点については、知的財産権を取り扱う取引所において膨大な取引が行われている中国や、多数のブローカーが存在し、ブローカーを介した知的財産権取引の盛んな米国等とは事情が大きく異なっている。

しかし、2013年に閣議決定された安倍政権の産業政策に係る柱である「日本再興戦略」を受けて、金融庁が地域金融機関に対して中小企業の事業性を評価し、適切な評価、解決策の提案、および実行支援を行うっていくことや、中小企業に適した資金供給手法に取り組むことを強く

〈図表1〉筆者が考える知的財産戦略の位置付け



(出所)筆者作成

求めたことが一つの契機となり、アセットとしての知的財産権ではなく、経営技術としての知的財産活動に多くの金融機関が目を向け始めている。特に、14年9月に金融庁が「平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」を公表し、

「地域金融機関は、必要に応じ、外部機関や外部専門家を活用しつつ、様々なライフステージにある企業事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが求められている」として、事業性評価の重要性を強調したことは実務レベルでも大きな影響を与えている。

これに加えて、14年9月に安倍「改造」内閣が発足と同時に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置したことにも象徴されるように、「地方創生」は安倍政権にとつて最重要政策の一つであり、金融庁においても「地方創生」という政策アジェンダは強く意識されている。

また、14年12月に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の中で、金融庁が「金融機関による事業性評価に基づく融資等の促進」に取り組むことが明記されているといった背景事情も、知財金融に着目する大きなきっかけの一つとなっている。

知財に注目すると何が見えてくるか

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等はいずれも知的財産権であるが、「権利」だけ保有していてもキヤッシュを生むわけではないことは他の財産権と同じである。例えば不動産に係る所有権には財産的な価値があるが、正確に言えば「財産的価値を有する不動産に係る所有権」に価値があるのであって、不動産自体に価値がなければ所有権自体の経済的な価値は当然低いものとなる。

また、不動産に係る所有権からキヤッシュを得るためには登記によって對抗要件を備え、収益不動産として活用するためにはユーザーにとつて魅力的な不動産としなければならぬ。そのためには、商業施設を建設してこれを管理したり、賃貸用不動産であれば賃借人の獲得・管理を適切に行っていくことが不可欠であり、利用価値のない不動産を漫然と所有しているも固定資産税やその他管理コストを負担するだけともなにかねない。

ことが必要なのに加えて、活用可能な状態に管理されていることがまず必要となる。その上で、当該企業の事業活動において、研究開発、製品化、マーケティング等の場面において知的財産権を有効に活用していくことが期待されている。

また、知的財産権は法令によつてその権利が保護されており、技術やノウハウの防衛的手段として捉えられることが多いが、事業上の優位性を確保するための重要な手段の一つでもある。事業上の優位性を確保するための戦略は、競争戦略とも呼ばれ、マイケル・ポーターやフィリップ・コトラーといった経営学者の大家を思い浮かべる方も多いと思うが、筆者は、知的財産戦略もまた競争上の優位なポジションを確保するための手段の一つであり、事業戦略や研究開発（R&D）戦略等と並ぶ戦略の一つであると理解している（図表1）。

こうした観点は、後述する知財ビジネス評価書を活用したり、専門家等と連携することで、相当程度客観的に把握することが可能となる。また、金融機関の営業拠点においても取引先企業の知的財産に少し関心を持つだけで、簡単に理解できること

【図表2】2014年度に知財ビジネス評価書に取り組んだ金融機関



(出所) 知財金融ポータルサイト (<http://chizai-kinyu.jp>) より

もある。例えば、国が提供している特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)と呼ばれる無料のデータベースを活用すれば、企業名や社長名等を入力して検索するだけで、例えばどのような特許権を保有しているか、その特許権は誰が発明・出願したものか、当該権利には質権等が設定されていないか、といったことをすぐに把握

定の従業員に集中しているのであれば、この従業員が当該企業の技術を支えているキーマンであり、当該従業員が高齢等の事情で退職するといったことはないかといったリスク要因についても示唆を得ることが可能である。

このように、知的財産を切り口に当該企業を見てみると、経営管理レベルや内部マネジメントの実態をある程度推し量れることが多いということに気付いてもらえるのではないだろうか。

知的財産権を戦略的に活用してキャッシュを生んでいるかどうかまで知るためには、知財ビジネス評価書や専門家の活用が必要になってくると思われるが、定期的に出願が行われているのであれば継続的に研究開発が行われている可能性を示唆しているし、出願を行っているのが社長だけでなく複数の従業員であれば、研究開発活動が組織的に行われている可能性を示唆していると言える。

また、出願を行っていただくのが社長ではなく、特定の従業員に集中しているのであれば、この従業員が当該企業の技術を支えているキーマンであり、当該従業員が高齢等の事情で退職するといったことはないかといったリスク要因についても示唆を得ることが可能である。

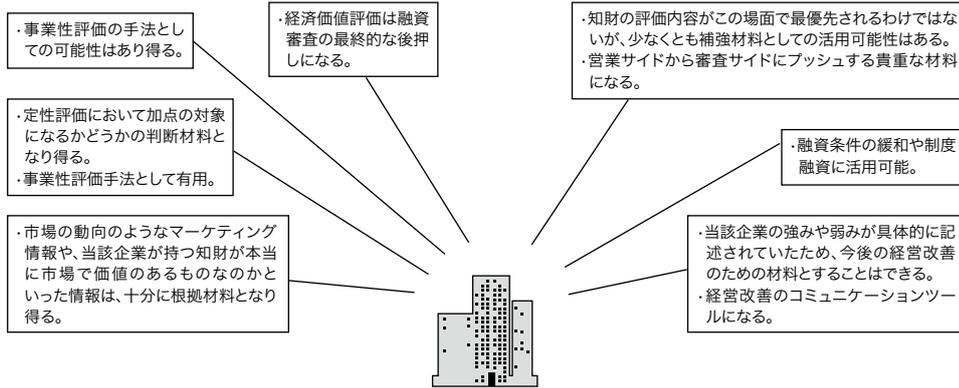
知財ビジネス評価への特許庁の取り組み

【図表3】2015年度特許庁事業において提携している評価機関が提供する評価書概況

	評価機関A	評価機関B	評価機関C	評価機関D	評価機関E	評価機関F	評価機関G	評価機関H
評価の特徴	知財ビジネスの価値(価格)評価	技術や顧客基盤等のビジネスの強み弱みを定性評価	知財ビジネスの価値(価格)評価	特許の権利範囲の法的分析判定+価値(価格)評価	知財を含む多様な経営要因からの事業計画の実行可能性の定性評価	パテントマップによる定量評価	①定量評価の簡易版(作成期間が短い) ②パテントマップによる定量評価版 ③価値(価格)評価版	特許公開情報等による定量評価+価値(価格)評価
調査手法	対象企業へのヒアリング					対象企業へのアンケート(必要に応じて電話等でヒアリング)		特許公開情報や独自のデータベース分析のみ(対象企業へのヒアリングやアンケートはしない)
作成期間	ヒアリング後2週間	ヒアリング後1カ月	ヒアリング後3週間	ヒアリング後3~4週間	ヒアリング後2週間~1カ月	アンケート回収後、3~4週間	アンケート回収後、2~4週間	受託後、1週間

(出所) 伏本正典「知的財産権(知財)を評価した融資の促進について~知財ビジネス評価書を活用した事業性評価~」『金融』第820号(2015年7月発行)8頁より

〈図表4〉2014年度の試行的取り組みについての金融機関からのコメント



150件の知財ビジネス評価書を金融機関に提供することになっている。知財ビジネス評価書の構成や内容については、評価機関等によって特徴があり、一概に言うことはできない

(出所)各社へのインタビューより

では、実際に知財ビジネス評価書を活用し、事業性評価手法としての活用可能性を検討した金融機関は、知財ビジネス評価書の可能性についてどのように考えているのだろうか。14年度に試行的に実施した取り組みでは、金融機関によって活用してもらった知財ビ

ジネス評価書の観点から評価対象企業における技術の相対的なポジショニングや強み、弱みについての示唆を得ることも可能である。

知的財産権の経済的な価値を比較的簡易な方法で算定するタイプの知財ビジネス評価書も多いが、知的財産権担保融資を想定して担保価値を算定しようとする趣旨のものではなく、事業価値を念頭に置いたものとなっている。なお、パテントマップと呼ばれる特許情報等の分析結果をグラフやチャートを用いて視覚化する手法を取り入れている評価機関もあり、これによって知的財産権の観点から評価対象企業における技術の相対的なポジショニングや強み、弱みについての示唆を得ることも可能である。

が、基本的には事業会社の「事業性」について、保有している知的財産権や知的財産権の活用状況、知的財産経営等の観点から示唆を得ようとするものである(図表3)。

知財金融の定着に向けて

特許庁事業として15年度は、合計150件の知財ビジネス評価書の特許庁の予算で作成し、これを実際に金融機関に活用してもらうこととなっているが、60社を超える金融機関からの申し込みがあり、8月末時点で予定採択件数に達することとなったことから、多くの金融機関が関心を持っていることがうかがえる。

また、今年度中には実際に活用してもらった金融機関全てに当社の研究員が訪問し、知財ビジネス評価書から得られた示唆や知財を切り口とした事業性評価を、実務にどのような落とし込んでいくことができるかについて議論する。そして、そのエッセンスを整理・分析し広く関係者

と共有していくことを予定している。他、金融機関担当者を想定読者としたマニュアルの作成やシンポジウム等の開催も予定しており、より一層の普及・定着を図る予定である。

金融庁は15年7月に公表した「金融モニタリングレポート」の中で、事業性評価に係る取り組み状況に対するインタビュー結果を整理しているが、体制整備、事業性評価の成果については不十分であるとの認識が示されており、今後より踏み込んだ取り組みが期待されるものと考えられる。筆者の知る限りでも、比較的最近になって地方創生推進体制の整備(担当部門やチームの設置等)が進んでいるようであるが、具体的にどのような施策を展開すればよいのかという点については、各社ともに試行錯誤しているのが現状である。

特許庁の取り組みは一つのきっかけにすぎないかもしれないが、知的財産という切り口から取引先企業の事業性を評価することの有用性が示唆され、評価結果を融資判断や経営支援のツールとして活用することが多くの金融機関において検討され始めているところであり、今後の動向に注目していきたい。